

○相続税法施行令第一条の二第二項第二号へに規定する
る傷害共済に係る契約を指定する等の件

昭和五十六年十月一日
大蔵省告示第百二十六号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する傷害共済に係る契約を次のように指定し、昭和五十六年十月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。なお、相続税法施行令第一条第二項第五号に規定する生命共済に係る契約を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十六号）は、廃止する。

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う次に掲げる法人の締結した交通傷害共済に係る契約

- 一 尼崎市民共済生活協同組合
- 二 大阪市民共済生活協同組合
- 三 神奈川県民共済生活協同組合
- 四 神戸市民生活協同組合
- 五 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
- 六 全国たばこ販売生活協同組合
- 七 電気通信産業労働者共済生活協同組合
- 八 新潟市火災共済生活協同組合
- 九 西宮市民共済生活協同組合
- 十 姫路市民共済生活協同組合